

【表紙】

| | |
|---------------------|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 【提出先】 | 近畿財務局長 |
| 【提出日】 | 平成21年7月31日 |
| 【会社名】 | 株式会社池田泉州ホールディングス |
| 【英訳名】 | Senshu Ikeda Holdings, Inc. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役会長 吉田 憲正 代表取締役社長兼CEO 服部 盛隆 |
| 【本店の所在の場所】 | 大阪府大阪市北区茶屋町18番14号（大阪梅田池銀ビル） |
| 【電話番号】 | 該当事項はありません。 |
| 【事務連絡者氏名】 | 株式会社池田銀行 執行役員企画部長 南地 伸昭 株式会社泉州銀行 経営企画部長 田原 彰 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 株式会社池田銀行 大阪府池田市城南2丁目1番11号 株式会社池田銀行 企画部 株式会社泉州銀行 大阪府岸和田市宮本町26番15号 株式会社泉州銀行 経営企画部 |
| 【電話番号】 | 株式会社池田銀行 池田（072）751局3521番（代表） 株式会社泉州銀行 岸和田貝塚（072）423局2131番（大代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 株式会社池田銀行 執行役員企画部長 南地 伸昭 株式会社泉州銀行 経営企画部長 田原 彰 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 第一種優先株式 第二種優先株式 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | 55,000,000,000円 （注）本訂正届出書提出日において未確定であるため、株式会社池田銀行（以下「池田銀行」といいます。）の平成21年3月31日現在における第一種優先株式及び第二種優先株式の発行価額（簿価）の総額を記載しております。 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成21年6月10日付で提出いたしました有価証券届出書及び平成21年6月30日付で提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、平成21年7月31日に池田銀行の第1四半期に係る四半期報告書が提出されたことに伴い、一部訂正すべき事項がありますので、これに関連する事項を訂正し、また、上記のほか、記載内容の一部に訂正すべき事項がありますので、当該箇所を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

第三部 企業情報

第1 企業の概況

5 従業員の状況

(2) 連結会社の状況

第3 設備の状況

2 主要な設備の状況

3 設備の新設、除却等の計画

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(7) 議決権の状況

発行済株式

4 株価の推移

(2) 最近6月間の月別最高・最低株価

第5 経理の状況

第六部 組織再編成対象会社情報

第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項

(1) 組織再編成対象会社が提出した書類

四半期報告書又は半期報告書

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

5【従業員の状況】

(訂正前)

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる池田銀行及び泉州銀行の平成21年3月31日現在の従業員の状況につきましては、以下のとおりです。

池田銀行

(1) 連結会社における従業員数

平成21年3月31日現在

| | 銀行業務 | リース業務 | カード業務 | 信用保証業務 | その他業務 | 合計 |
|---------|------------------|-------------|-----------|-------------|------------|------------------|
| 従業員数(人) | 1,240 [519] | 17 [4] | 18 [] | 13 [4] | 6 [4] | 1,294 [531] |

(注) 1. 従業員数には執行役員を含んでおりません。

2. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員523人を含んでおりません。

3. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(以下略)

(訂正後)

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる池田銀行及び泉州銀行の平成21年3月31日現在の従業員の状況につきましては、以下のとおりです。

池田銀行

(1) 連結会社における従業員数

平成21年3月31日現在

| | 銀行業務 | リース業務 | カード業務 | 信用保証業務 | その他業務 | 合計 |
|---------|------------------|-------------|-----------|-------------|------------|------------------|
| 従業員数(人) | 1,240 [519] | 17 [4] | 18 [] | 13 [4] | 6 [4] | 1,294 [531] |

(注) 1. 従業員数には執行役員を含んでおりません。

2. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員523人を含んでおりません。

3. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

4. 平成21年6月30日現在の池田銀行の連結会社における従業員数は、合計1,473[514]人となっております。従業員数は、嘱託及び臨時従業員数509名を含んでおりません。嘱託及び臨時従業員数は[]内に平成21年度第1四半期連結会計期間の平均人数を外書きで記載しております。

(以下略)

第3【設備の状況】

2【主要な設備の状況】

（訂正前）

（1）当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

（2）連結子会社

当社の完全子会社となる池田銀行及び泉州銀行の主要な設備の状況については、両行の有価証券報告書（池田銀行平成21年6月29日提出 / 泉州銀行平成21年6月29日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

（1）当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

（2）連結子会社

当社の完全子会社となる池田銀行及び泉州銀行の主要な設備の状況については、両行の有価証券報告書（池田銀行平成21年6月29日提出 / 泉州銀行平成21年6月29日提出）及び池田銀行の四半期報告書（平成21年7月31日提出）をご参照下さい。

3【設備の新設、除却等の計画】

（訂正前）

（1）当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

（2）連結子会社

当社の完全子会社となる池田銀行並びに泉州銀行の連結会社の設備の新設、除却等の計画については、両行の有価証券報告書（池田銀行平成21年6月29日提出 / 泉州銀行平成21年6月29日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

（1）当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

（2）連結子会社

当社の完全子会社となる池田銀行並びに泉州銀行の連結会社の設備の新設、除却等の計画については、両行の有価証券報告書（池田銀行平成21年6月29日提出 / 泉州銀行平成21年6月29日提出）及び池田銀行の四半期報告書（平成21年7月31日提出）をご参照下さい。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(7) 【議決権の状況】

(訂正前)

【発行済株式】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる池田銀行及び泉州銀行の平成21年3月31日現在の発行済株式についての議決権の状況については、以下のとおりです。

池田銀行

平成21年3月31日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|--|----------|---|
| 無議決権株式 | 第一種優先株式 6,000,000 第二種優先株式 6,250,000 | — | (注1) |
| 議決権制限株式(自己株式等) | | | |
| 議決権制限株式(その他) | | | |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 37,000 | | |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 25,818,000 (注2) | 258,172 | 完全議決権株式であり、 剰余金の配当に関する 請求権その他の権利内 容に何ら規定のない、池 田銀行における標準と なる株式です。 普通株式は振替株式で あり、単元株式数は100 株です。 |
| 単元未満株式 | 普通株式 72,437 (注3) | | 1単元(100株)未満の 株式 |
| 発行済株式総数 | 38,177,437 | | |
| 総株主の議決権 | | 258,172 | |

(注1) 池田銀行の定款が定める第一種優先株式及び第二種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める優先配当金の配当を行う。

第一種優先株式 1株につき 196円

第二種優先株式 1株につき 204円(但し、平成21年3月31日を基準日とする優先配当金については、これを支払わないものとし、平成22年3月31日を基準日とする優先配当金については、1株につき204.5円とする。)

非累積条項

ある事業年度において優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。但し、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額を金銭により支払う。

第一種優先株式 1株につき 5,000円

第二種優先株式 1株につき 4,000円

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。但し、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会（但し、第二種優先株式については、平成22年3月31日をもその議決権の基準日とする定時株主総会以降に開催されるものに限る。）に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有する。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

法令に定める場合を除き、優先株式について株式の分割又は株式の併合を行わない。

優先株式に対し、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

優先株主に対し、株式無償割当て又は新株予約権の無償割当ては行わない。

(5) 取得条項

平成25年4月1日以降の日で、第一種優先株式の発行後に取締役会の決議で定める日（以下「第一種優先株式取得日」という。）をもって、第一種優先株式1株につき5,000円に、第一種優先株式の優先配当金の額を第一種優先株式取得日の属する事業年度の初日（同日含む。）から第一種優先株式取得日の前日（同日含む。）までの日数で日割り計算した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）を加算した額の金銭の交付と引換えに、第一種優先株式の全部又は一部を取得することができる。

平成26年4月1日以降の日で、第二種優先株式の発行後に取締役会の決議で定める日（以下「第二種優先株式取得日」という。）をもって、第二種優先株式1株につき4,000円に、第二種優先株式の優先配当金の額を第二種優先株式取得日の属する事業年度の初日（同日含む。）から第二種優先株式取得日の前日（同日含む。）までの日数で日割り計算した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）を加算した額の金銭の交付と引換えに、第二種優先株式の全部又は一部を取得することができる。

一部取得をするときは、按分比例の方法又は抽選により行う。

(6) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。

(7) 単元株式数 100株

(8) 会社法第322条第2項に規定する定款の定め

該当事項はありません。

（以下略）

(訂正後)

【発行済株式】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる池田銀行の平成21年6月30日現在及び泉州銀行の平成21年3月31日現在の発行済株式についての議決権の状況については、以下のとおりです。

池田銀行

平成21年6月30日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|--|----------|---|
| 無議決権株式 | 第一種優先株式 6,000,000 第二種優先株式 6,250,000 | 60,000 | (注1) |
| 議決権制限株式(自己株式等) | | | |
| 議決権制限株式(その他) | | | |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 37,600 | | |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 25,818,700 (注2) | 258,187 | 完全議決権株式であり、 剰余金の配当に関する 請求権その他の権利内 容に何ら規定のない、池 田銀行における標準と なる株式です。 普通株式は振替株式で あり、単元株式数は100 株です。 |
| 単元未満株式 | 普通株式 71,137 (注3) | | 1単元(100株)未満の 株式 |
| 発行済株式総数 | 38,177,437 | | |
| 総株主の議決権 | | 318,187 | |

(注1) 池田銀行の定款が定める第一種優先株式及び第二種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める優先配当金の配当を行う。

第一種優先株式 1株につき 196円

第二種優先株式 1株につき 204円(但し、平成21年3月31日を基準日とする優先配当金については、これを支払わないものとし、平成22年3月31日を基準日とする優先配当金については、1株につき204.5円とする。)

非累積条項

ある事業年度において優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。但し、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額を金銭により支払う。

第一種優先株式 1株につき 5,000円

第二種優先株式 1株につき 4,000円

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。但し、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会（但し、第二種優先株式については、平成22年3月31日をその議決権の基準日とする定時株主総会以降に開催されるものに限る。）に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有する。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

法令に定める場合を除き、優先株式について株式の分割又は株式の併合を行わない。
優先株式に対し、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
優先株主に対し、株式無償割当て又は新株予約権の無償割当ては行わない。

(5) 取得条項

平成25年4月1日以降の日で、第一種優先株式の発行後に取締役会の決議で定める日（以下「第一種優先株式取得日」という。）をもって、第一種優先株式1株につき5,000円に、第一種優先株式の優先配当金の額を第一種優先株式取得日の属する事業年度の初日（同日含む。）から第一種優先株式取得日の前日（同日含む。）までの日数で日割り計算した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）を加算した額の金銭の交付と引換えに、第一種優先株式の全部又は一部を取得することができる。

平成26年4月1日以降の日で、第二種優先株式の発行後に取締役会の決議で定める日（以下「第二種優先株式取得日」という。）をもって、第二種優先株式1株につき4,000円に、第二種優先株式の優先配当金の額を第二種優先株式取得日の属する事業年度の初日（同日含む。）から第二種優先株式取得日の前日（同日含む。）までの日数で日割り計算した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）を加算した額の金銭の交付と引換えに、第二種優先株式の全部又は一部を取得することができる。

一部取得をするときは、按分比例の方法又は抽選により行う。

(6) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。

(7) 単元株式数 100株

(8) 会社法第322条第2項に規定する定款の定め

該当事項はありません。

（以下略）

4【株価の推移】

(訂正前)

(前略)

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

池田銀行

| 月別 | 平成20年12月 | 平成21年1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 |
|-------|----------|---------|-------|-------|-------|-------|
| 最高(円) | 4,550 | 4,450 | 4,270 | 4,600 | 4,400 | 4,070 |
| 最低(円) | 3,820 | 3,700 | 3,600 | 3,640 | 3,600 | 3,720 |

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部のものであります。

泉州銀行

| 月別 | 平成20年12月 | 平成21年1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 |
|-------|----------|---------|-----|-----|-----|-----|
| 最高(円) | 199 | 209 | 210 | 213 | 213 | 265 |
| 最低(円) | 162 | 181 | 178 | 178 | 195 | 201 |

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所市場第一部におけるものであります。

(訂正後)

(前略)

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

池田銀行

| 月別 | 平成21年1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 |
|-------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 最高(円) | 4,450 | 4,270 | 4,600 | 4,400 | 4,070 | 3,900 |
| 最低(円) | 3,700 | 3,600 | 3,640 | 3,600 | 3,720 | 3,550 |

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部のものであります。

泉州銀行

| 月別 | 平成21年1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 |
|-------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 最高(円) | 209 | 210 | 213 | 213 | 265 | 210 |
| 最低(円) | 181 | 178 | 178 | 195 | 201 | 194 |

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所市場第一部におけるものであります。

第5【経理の状況】

（訂正前）

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる池田銀行及び泉州銀行の経理の状況については、両行の有価証券報告書（池田銀行 平成21年6月29日提出 / 泉州銀行 平成21年6月29日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる池田銀行及び泉州銀行の経理の状況については、両行の有価証券報告書（池田銀行 平成21年6月29日提出 / 泉州銀行 平成21年6月29日提出）及び池田銀行の四半期報告書（平成21年7月31日提出）をご参照下さい。

第六部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

（1）【組織再編成対象会社が提出した書類】

【四半期報告書又は半期報告書】

（訂正前）

（池田銀行）

該当なし。

（泉州銀行）

該当なし。

（訂正後）

（池田銀行）

事業年度 第88期第1四半期（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）平成21年7月31日関東財務局長に提出。

（泉州銀行）

該当なし。

以上